

運輸安全マネジメントに係る概念図

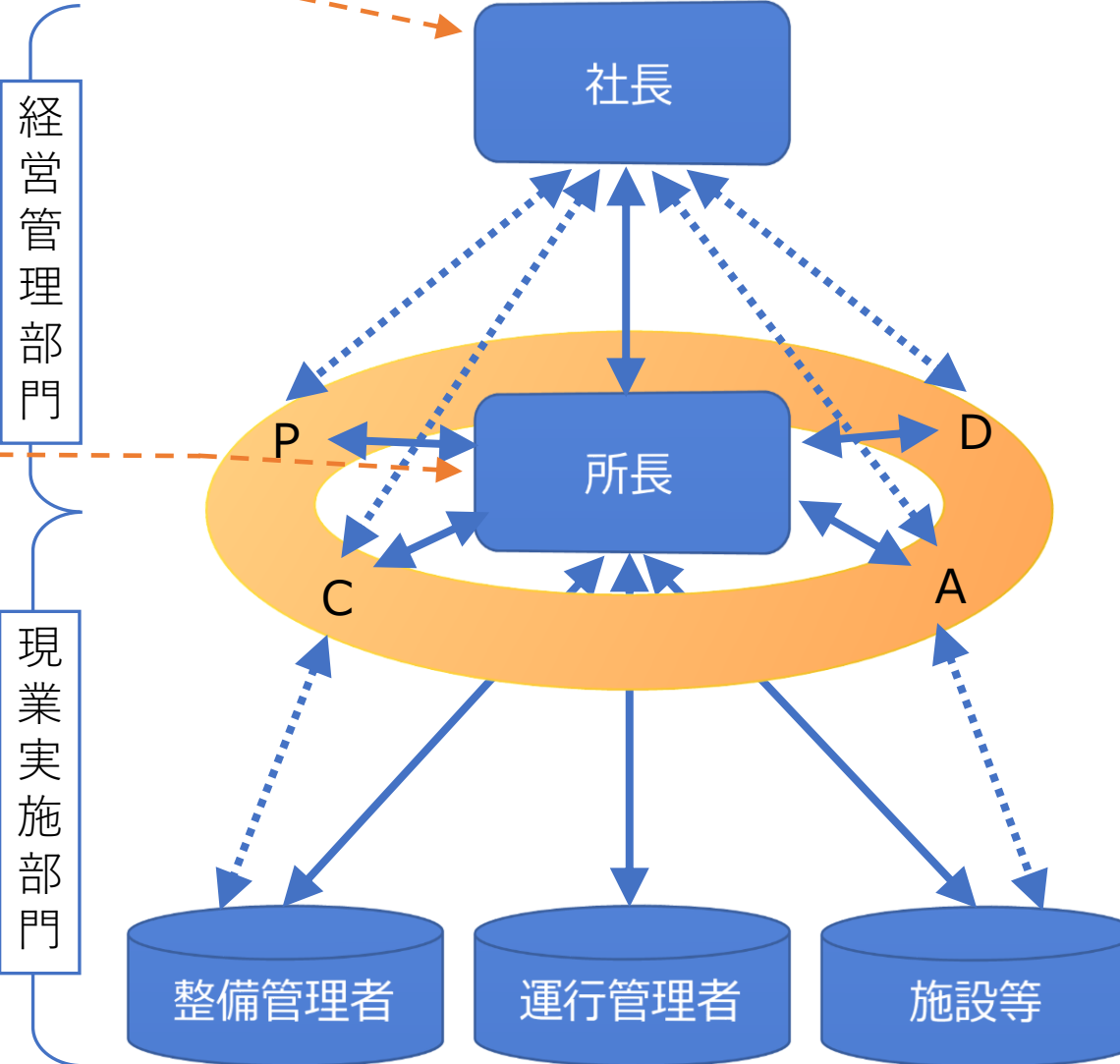
事業者

経営トップ：
最高位で指揮し、管理する個人
またはグループ

経営管理部門：
現業実施部門を借りする責任及び
権限を持つ部門・階層
(経営トップを含む)

**安全統括管理者：（法律で
選任を義務付け）**
経営トップの意図に沿って、運輸
安全マネジメント態勢に必要なプ
ロセスの確立、実施及び維持を行
うとともに、経営トップへ運輸安全
マネジメント態勢の実施号強、改
善の必要性等を報告する者

現業実施部門：
運輸の安全に係る運行（運航）、
整備等輸送のサービスの実施に直
接携わる部門及び階層



**安全管理規程：（法律で作
成を義務付け）**
事業者が遵守すべき「運送の安全を
確保するための事業の運勢の方針に
関する事項」等に関し、輸送の安全
を確保するために必要な内容を定め
たもの

（経営管理部門が実施する安全に
係る組織管理の具体的手順・手法
（プロセス）を記載するもの）

運輸安全マネジメント態勢：
経営管理部門により、事業者内部で
行われる安全管理が、あるべき手順
及び方法に沿って実施し、維持され
る状態

運輸安全マネジメント評価：
事業所内で実施されている安全マネ
ジメント態勢を構成する手順・手法
（プロセス）に沿って安全マネジメン
トが的確に実施されているか評価する
もの

運輸安全マネジメント態勢